

公益社団法人北海道社会福祉士会調査研究助成金査読委員会細則

細則第 10 号

2010 年 1 月 30 日制定

2013 年 7 月 20 日一部改正

2014 年 4 月 26 日一部改正

(目的)

第 1 条 公益社団法人北海道社会福祉士会調査研究助成金査読委員会（以下「本委員会」という。）は、調査研究助成金の交付を受けた公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）正会員が作成し、本会事務局に提出した論文を精査し、本会が発行する研究誌への掲載にあたっての総合的な評価並びに必要な助言指導を行い、実践に基づく調査研究能力を向上することを目的とする。

(構成)

第 2 条 本委員会は、本会によって選出された 3 名の委員をもって構成するものとする。

(任期)

第 3 条 本委員会の委員は本会の会長が委嘱し、その任期を 2 年とする。ただし、再任を認めるものとする。

(開催)

第 4 条 本委員会は、第 1 条に定める目的を遂行するために、毎年 1 回開催するものとする。

2 本委員会の招集は、会長が行うものとする。

(役割)

第 5 条 本委員会の委員は、本会調査研究助成金対象者が提出した研究論文を、それぞれがすべて査読審査するものとする。

2 査読審査の様式は別に定める。

(報酬)

第 6 条 本委員会の委員の報酬は、別に定める。

附 則

1 この細則は、2010 年 1 月 30 日より施行する。

2 この細則は、2013年7月20日から施行する。なお、改正後の細則は、2013年4月1日から適用する。

附 則

1 この細則は、2014年4月26日から施行する。